消防計画

（目的）

第１条　この計画は消防法第８条第１項の規定に基づき、

における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は、　　　　　　　　に勤務、又は出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限及び業務）

第３条　防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

（１）消防計画の作成、検討及び変更

（２）自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底

（３）建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検実施及び監督

（４）火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督

（５）消防用設備等の点検整備の実施及び監督

（６）通報、避難、消火訓練の計画及び実施

（７）収容人員の適正管理

（８）管理権原者に対する助言及び報告

（９）その他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告、連絡）

第４条　防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

（１）消防計画の提出（改正の場合はその都度）

（２）消防用設備等の点検結果の報告

（３）防火指導、教育訓練指導の要請

（４）その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

（火災予防上の遵守事項）

第５条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

（２）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。

（３）灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。

（４）避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。

（５）消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

（６）火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（７）喫煙は、指定した場所で行う。

（８）建物の周囲に、燃えやすいものを置かない。

（建物等の自主点検）

第６条　防火管理者は、建物、火気使用設備器具、電気設備等について、別添の検査表に基づき、次により実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 検　査　対　象 | 検　査　月　日 |
| 建築物等 | 月　　　　日 |
| 火気使用設備器具 | 月　　　　日 |
| 消防用設備等 | 月　　　　日 |
|  |  |
|  |  |

（消防用設備等の点検）

第７条　防火管理者は、消防用設備等（別図）の機能を維持管理するため、消防庁告示で示す点検表に基づき、次により点検を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 消防用設備等 | 点　検　実　施　月　日 |
| 機　器　点　検 | 総合点検 |
| 消火器 | 月　　日 | 月　　日 |  |
| 誘導灯・誘導標識 | 月　　日 | 月　　日 |  |
|  | 月　　　　　日 | 月　　日 |
|  | 月　　　　　日 | 月　　日 |
|  | 月　　　　　日 | 月　　日 |
|  | 月　　　　　日 | 月　　日 |

（点検結果の記録及び報告）

第８条　防火管理者は、点検検査の結果をその都度防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、　年に１回消防長に報告する。

（不備欠陥等の整備）

第９条　防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、管理権原者に報告し、改修を図る。

（自衛消防組織）

第１０条　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を組織する。自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 通報連絡班（　　　　　　　　　　　）自衛消防隊長（防火管理者）避難誘導班（　　　　　　　　　　　）初期消火班（　　　　　　　　　　　） |
| 任務分担 |
| 通報連絡班 | 消防機関へ通報する。あらゆるものを活用し、火災の発生を知らせる。 |
| 初期消火班 | 消火器等により初期消火を行う。 |
| 避難誘導班 | 非常口を開放するとともに、避難者の誘導を行う。逃げ遅れ者の確認を行う。 |

（震災対策）

第１１条　防火管理者は、第６条に定める検査に合わせ、地震による災害を未然に防止するため次の措置を講じるものとする。

（１）建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

（２）火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況検査

（３）危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止

２　防火管理者は、地震時において火気使用設備を停止させ、及びその安全確認を行った後、再び使用する。

（警戒宣言発令時の対応策）

第１２条　大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合は次によるものとする。

（１）警戒宣言の発令を知った従業員は、直ちに防火管理者等に報告するとともに、指示を受け店内の従業員及び顧客にその事実を知らせるものとする。

（２）従業員は、警戒宣言の発令を知ったときは、出火防止措置及び水のくみ置き等の応急対策を行う。

（教育訓練）

第１３条　防火管理者は、従業員の防火意識及び消防技術の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を年　回以上行うものとする。

２　防火管理者は、従業員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、関係機関が行う防災教育又は防災訓練に積極的に参加するものとする。

附　則

この消防計画は、令和　　年　　月　　日から施行する。